

株式会社 YOLO JAPAN

定 款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社YOLO JAPANと称し、英文ではYOLO JAPAN CORPORATIONと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 外国語学校の運営
2. 英会話の教授及び研究
3. 翻訳、通訳に関する人材教育のための教育・養成教室の経営
4. 翻訳、通訳に関する業務
5. 各種留学先の紹介並びに留学手続きの代行
6. 出版物の企画、編集、制作及び販売に関する業務
7. 労働者派遣事業
8. 職業紹介事業
9. 各種マーケティング調査
10. WEBサイトの開発及び運用
11. 外国人会員向けメディアプラットフォームの運営
12. 外国人就労の支援に関する業務
13. 飲食店の経営
14. 金融業
15. レンタルオフィス事業
16. 催事の企画、運営
17. 上記に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、100万株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなくてはならない。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(基準日)

第 8 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 9 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第 10 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 11 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第12条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議において定めた順序により他の取締役が招集し議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第14条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第15条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第16条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2 取締役のうち1名は取締役社長とし、当社の業務を執行する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わって招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第23条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第25条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(監査役の設置)

第29条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査の範囲)

第33条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第36条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第37条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(2004年12月24日制定)

(2012年4月2日改正)

(2012年3月27日改正)

(2018年4月17日改正)

(2018年5月1日改正)

(2019年7月26日改正)

(2020年7月30日改正)

(2021年1月15日改正)

(2021年7月29日改正)

(2022年7月28日改正)